

第2回公立北部医療センター整備協議会

目次

	頁
1 公立北部医療センター整備協議会の概要	1
2 全体スケジュール（想定）	3
3 沖縄県県民意見公募手続実施要綱	4
4 公立北部医療センター設置に伴う要望について 【R2.12.22 一般社団法人北部地区薬剤師会 協議会あて要望書】	7

令和3年1月27日

公立北部医療センター整備協議会

公立北部医療センター整備協議会

公立北部医療 センター 整備協議会

1 構成

- (1) 副知事 (会長)
- (2) 北部12市町村長
- (3) 北部地区医師会長
- (4) 病院事業局長
- (5) 琉球大学病院長

2 協議会の役割

北部基幹病院の基本的枠組みの詳細等について意思決定を行う場。

1 構成

- (1) 県保健医療部長 (幹事長)、
医療企画統括監
- (2) 病院事業局病院院長
県立北部病院院長
- (3) 北部12市町村副市長
- (4) 北部地区医師会副会長、
北部地区医師会病院院長
- (5) 琉球大学病院副病院長

2 幹事会の役割

整備協議会の協議事項の詳細について、実務者レベルの協議を行う場。幹事会における協議の結果を、整備協議会に付す。

3 協議事項

- (1) 基本構想、基本計画
- (2) 財政負担の割合、金額
- (3) 運営による剰余金の取扱い
- (4) 一部事務組合、財団等

4 開催頻度

年1～2回程度を想定

付議

3 協議事項 (協議事項の詳細)

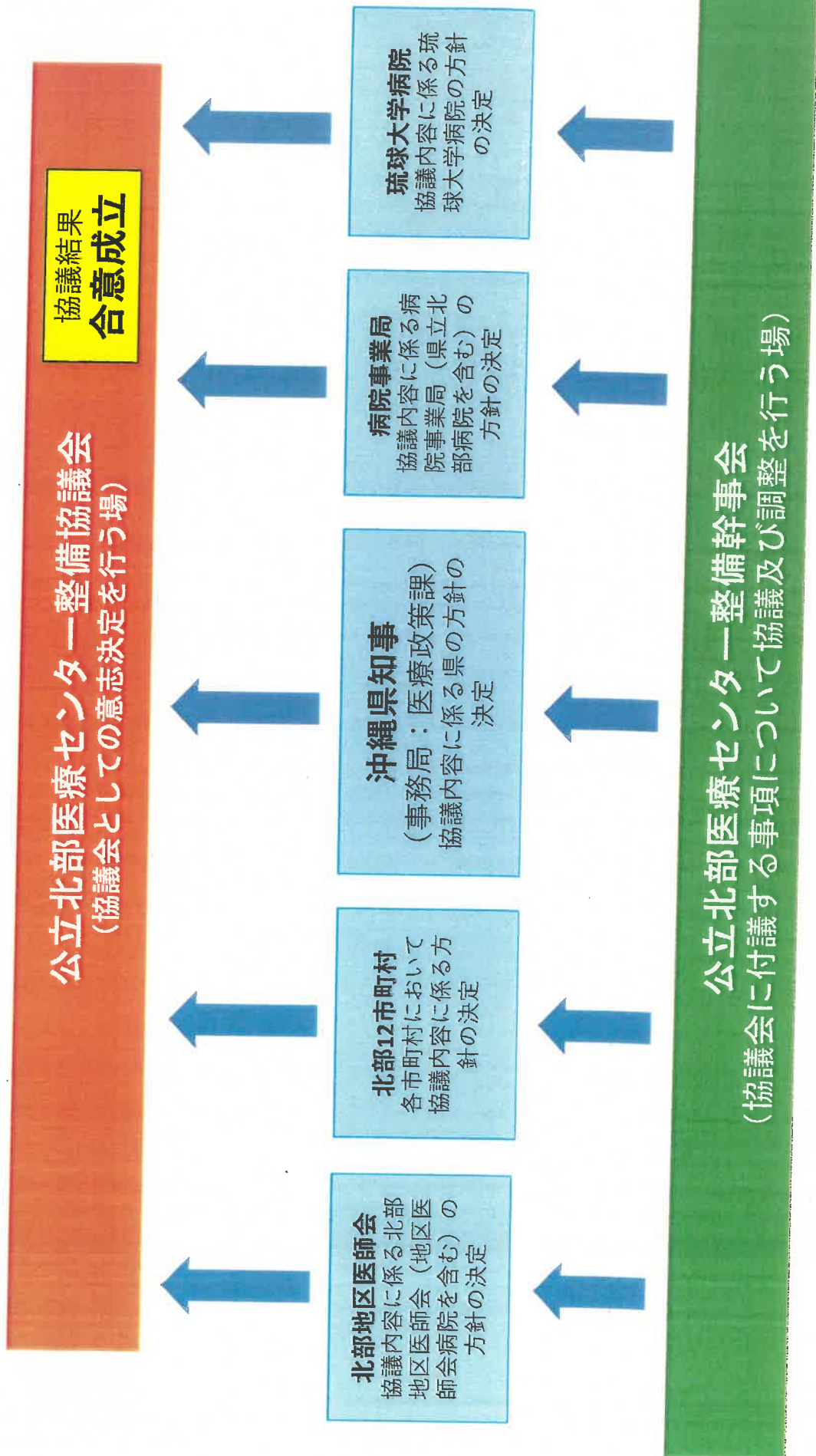
- (1) 建設場所、病床数、医療機能
- (2) 整備費用や運営費の負担方法
- (3) 収支シミュレーション、指定管理料
- (4) 設立手続、規約及び寄附行為の策定
- (5) その他統合に向けた取組において必要と
思われる事項

4 部会

幹事会を円滑に実施するため、専門的な事項等を検討する。

- 5 開催頻度 幹事会 年3～4回程度を想定
部会 随時

公立北部医療センター一整備協議会の協議事項における 合意成立の過程



全体スケジュール（想定）

No	項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
1	基本的枠組みに関する協議	★7月合意					
2	整備協議会・幹事会（部会）	★9月設置			協議		
2-2	基本構想	基本構想					
2-3	基本計画	基本計画					
2-4	一部事務組合の設置	一組設置に向けた調整	一組設置				
2-5	財団法人の設立		財団設立に向けた調整			財団設立	
2-6	財政負担に関する事項						
2-7	資産・負債、剰余金の取扱い						
2-8	職員の身分取扱い						
2-9	その他、両病院統合までの間に必要な取組など						
3	基本設計			基本設計			
4	実施設計				実施設計		
5	本体工事・外構工事				発注準備	本体・外構工事（2年）	

沖縄県県民意見公募手続実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県民意見公募手続の実施に関し必要な事項を定め、政策形成過程において県民等の多様な意見及び情報を把握して、県民の参加による開かれた県政を推進するとともに、その形成過程の公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「県民意見公募手続」とは、県政の基本的な政策を立案する過程において、当該立案に係る政策の趣旨、内容等の必要な事項を県民等に公表し、これらについて提出された県民等の意見、情報及び専門的な知識を反映させる機会を確保する手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、知事、公営企業管理者、教育委員会、公安委員会、警察本部長、人事委員会、監査委員及び労働委員会をいう。

(対象)

第3条 県民意見公募手続の対象は、次の各号に掲げる計画及び条例（以下「計画等」という。）の策定等とする。ただし、その計画等の策定等について同様の手続を経るものとして法令等に別段の定めがあるもの、審議会等の審議の過程で本手続に準じた手続を実施するもの、緊急性を要するもの及び軽微なもの並びに本手続を行うことに要する時間、費用等の面から明らかに合理性を欠くと認められるものについては除くものとする。

- (1) 県の長期計画又は県行政の各分野における施策の基本方針若しくは基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- (2) 県民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃
- (3) 広く県民の公共の用に供される施設の建設に係る基本計画等の策定又は変更

(実施時期等)

第4条 実施機関は、最終的な意思決定を行う前に、計画等の案を公表し、県民等から意見等を募集するものとする。

2 計画等の案を公表するときは、計画等を立案する趣旨、目的、背景等必要な資料（以下「参考資料」という。）の公表に努めるものとする。

(公表の方法)

第5条 前条の規定による公表は、公表しようとする計画等の案及び参考資料を、当該案の所管課、行政情報センター、宮古行政情報コーナー、八重山行政情報コーナーに備え付けるとともに、県のホームページに掲載するものとする。

2 前項に定めるもののほか、県の広報誌等への掲載、新聞による広報、その他実施機関が必要と判断する方法を活用して、広く県民等に計画等の案が周知されるよう努めるものとする。

3 公表する内容が相当量に及ぶ場合は、活用する公表方法すべてにおいて、計画等の案及び参考資料全体を提供する必要はないものとする。ただし、計画等の案及び参考資料全体の入手方法を明確にしておくものとする。

(意見等の提出)

第6条 実施機関は、県民等が意見を提出するために必要な期間等を勘案して、原則として1か月以上の提出期間及びその提出方法を定め、計画等の案を公表するときに明示するものとする。

2 県民等が意見等を提出する方法は、郵便、電子メールのほか、実施機関が定めるその他の方法によるものとする。

3 実施機関は、当該計画等の案についての意見等を提出した個人又は法人の氏名、名称その他の当該個人又は法人に関する情報を公表する場合には、当該計画等の案を公表する時にその旨の明示をするものとする。

(意見等の活用)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、計画等について意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、提出された意見等及びこれに対する実施機関の考え方を公表するものとする。また、提出された意見等を考慮した結果、当該計画等の案を修正した場合には、その修正内容及び理由を公表するものとする。

3 提出された意見等のうち、公表することにより個人又は法人の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

4 第2項の規定による公表の方法については、第5条の規定を準用する。

(手続の再実施)

第8条 計画等の案に関して、この要綱に定める手続を終了した後に、実際的意思決定までに相当の期間が経過した場合、又は事情の変化等により当初案

とは異なる案を立案する必要がある場合は、この要綱に定める手続を再度行うものとする。

(一覧の作成)

第9条 知事は、県民意見公募手続を行っている案件の一覧を作成し、行政情報センター、宮古行政情報コーナー、八重山行政情報コーナーに備え付けるとともに、県のホームページに掲載して公表するものとする。

2 案件の一覧には、それぞれ次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 案件名
- (2) 公表日
- (3) 意見等の提出期限
- (4) 計画案等の入手方法及び問い合わせ先

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本手続の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に実施機関が策定する政策等について適用し、施行の際既に立案過程にある政策等については、この要綱の規定を適用しない。ただし、実施機関において必要があると認めるとは、この要綱の規定に準じた手続きを実施するものとする。

(施行期日)

3 この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

(施行期日)

4 この要綱は、平成21年4月6日から施行する。

令和2年12月22日

公立北部医療センター整備協議会

会長 謝花喜一郎 様

一般社団法人 北部地区薬剤師会

会長 浅沼 俊

北部基幹病院 公立北部医療センター設置に伴う要望について

師走の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

我々、(一社)北部地区薬剤師会は(一社)沖縄県薬剤師会と協力して公衆の厚生福祉の増進に寄与し、北部1市1町7村の地域医療に貢献する為に、薬剤師の倫理的及び学術的水準を高めることを目的として昭和42年に設立され、平成14年に法人格を取得いたしました。

当会が所管するこの北部地区は、沖縄県本島の面積の半分(離島含む)を占めているにも関わらず、人口10万人あたりの薬剤師数においては、全国平均の半分を下回る結果となっております。また、地理的要因からこの北部地区にだけ医薬品卸業者が無く、安定的且つ迅速な医薬品供給をする上で他地区に比べ苦慮する地域でもあります。

しかし、北部地区においても患者様に少しでも早く確実にお渡しできるよう、この医薬品物流の問題を打開すべく、沖縄県立北部病院並びに北部地区医師会病院の採用医薬品を中心に約1,600品目を備蓄し会員薬局へ配送するなどして安定供給体制を維持しております。

また、教育研修機関の役割を担う当会会営薬局では、薬学生の「ふるさと実務実習受入」に加えて、名古屋市立大学並びに高崎健康福祉大学の学生が大都市だけではなく、地方や僻地での地域医療を学ぶため、アドバンスト実習の受入先として、人材育成事業に取り組んでおります。

更に、地域貢献活動の一環として、「名護さくら祭りパレード」「街頭キャンペーン」での薬物乱用防止啓発や「やんばる健康フェア」におけるお薬相談会の開催、国頭地区PTA連合会・名護市PTA連合会が主催している「お仕事体験事業」への出展、「ジョブシャドウイング」の小学生受入など、地域に密着した活動を通して地域住民の健康増進と公衆衛生の向上を目的に行っております。

さて、近年、薬局を取り巻く環境が変革の時期を迎え、厚生労働省は“患者のための薬局ビジョン”で「高度薬学管理機能を有した薬局」と「健康サポート機能を有したかかりつけ薬剤師・薬局」とし、機能分化推進の方向性を示しました。

当会は会営薬局を前者の「高度薬学管理機能を有した薬局」と位置付け、現在、北部地区医師会病院と共に外来がん化学療法の高品質化のため連携をスタートさせております。

そして、環境の変化と同様に病院新設移転などの際に必ず挙がってくるのが、「敷地内薬局問題」です。

県外においては、以前にも増して大手調剤チェーン薬局が圧倒的な資本力を用いて、敷地内薬局或いは門前薬局といった好条件の立地を確保しているのが実情であり、また、メディア等で取り上げられる薬局の不祥事について、殆どは調剤チェーン薬局が利益追求を積極的に行った為に招いた実例です。

公立北部医療センター設置時にそのような大手調剤チェーン薬局が参入し開局した場合、長年、公益性の高い事業を継続してきた当会といたしましては、大変危惧する事案であります。

然しながら、上述いたしました当会が行う事業原資の大部分については、北部地区医師会病院の門前に位置する当会会営薬局の収益で賄っている事も事実です。

当地区において、ネットワークの中心として高度薬学管理機能を有し、最新設備を整えた基幹薬局と位置付けられた当会会営薬局が、今後、新設される公立北部医療センターと密接に連携が取れる環境がもたらす地域への波及効果は計り知れないと考えます。

つきましては、今後も地域医療を支え事業継続して行く為に、公立北部医療センター設置の際には、下記の事項においてご配慮いただきたく、ここにお願ひ申し上げます。

記

- ・ 北部地区薬剤師会会営薬局の優位的な立地の確保又は提供
- ・ 地域医療に貢献する事を前提とした公益性の高い薬局選定基準の策定

以上

なお、別紙に当会の概要や活動実績を記載いたしますので、ご拝読いただければ幸甚に存じます。